

羽生市立井泉小学校PTA規約

第Ⅰ章 名 称

第1条 本会は、井泉小学校PTAと称え、事務所を小学校に置く。

第Ⅱ章 目 的

第2条 本会は、次の目的を目指して活動する。

- (1) 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- (2) 児童の幸福のため父母と教師が協力する。
- (3) 児童の教育的環境をよくする。
- (4) よい父母、よい教師となるように努める。
- (5) 教育財政を確立することに協力する。
- (6) 国際理解に努める。

第Ⅲ章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 特定の政党宗派に偏ることなく、また営利的な行為は一切行わない。
- (2) 本会又は本会役員の名でどんな営利企業も支持しないし、また他の職務の候補者をも推薦しない。
- (3) 本会は、自主独立のものであって、他のどんな団体又は機関の支配や干渉も受けない。
- (4) 児童の福祉増進のため活動する他の団体及び機関と協力する。
- (5) 教育行政に干渉しない。

第Ⅳ章 会 員

第4条 本会の会員は、次のとおりである。

- (1) 学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者
- (2) 学校に勤務する校長及び職員
- (3) 本会の主旨に賛同する地区民を賛助会員とする。

第5条 本会会員は、全て平等の義務と権利を有する。ただし、賛助会員は役員となることはできない。

第6条 会員は、全て第Ⅱ章の目的を目指し、第Ⅲ章の方針に従って活動する義務がある。

第Ⅴ章 経 理

第7条 本会の活動に要する経費は、会議、寄附金及びその他の収入によって支弁される。

第8条 本会の経理は、全て総会で認められた予算に基づいて行われる。

第9条 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告承認されなければならない。

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第Ⅵ章 役員

第11条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 8名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 顧問 1名

第12条 各役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、会員の互選による地区委員が選出する。
- (2) 会長、副会長は、理事地区委員で選出し、総会で承認する。
- (3) 書記、会計は、会長が委託する。
- (4) 顧問は、会長及び理事会で推薦し、総会で承認を得るものとする。

第Ⅶ章 会計監査委員

第14条 本会の経理を監査するために会計監査委員を置く。

第15条 会計監査委員は、代議委員会において選出する。

第Ⅷ章 総会

第16条 総会は、会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第17条 総会の成立は、構成員の5分の1以上とする。

第18条 総会は、会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めた場合又は会員の10分の1以上要求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第19条 代議委員会をもって総会に代えることができる。

第Ⅸ章 理事会

第20条 理事会は、本会役員で構成され、総会の決議に基づいて本会の事業を運営し、かつ、総会に提出する議案の調査を行う。

第21条 理事会の成立は、構成員の2分の1以上とする。

第22条 理事会は、会長が招集する。ただし、構成員4分の1以上の要求があった場合には、会長は理事会を招集しなければならない。

第Ⅹ章 常置委員会及び臨時委員会

第23条 本会の活動に必要な事項については調査研究立案するため常置委員会を置く。常置委員会の設置については、附則で定める。

第24条 臨時の必要に応じ、理事会は、臨時委員会を設けることができる。

第25条 常置委員会及び臨時委員会は、いかなる事項についても理事会の承認を得なければ実行に移すことができない。

第XI章 改正

第26条 本規約は、総会において出席の2分の1以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は、少なくとも1週間前に会員に知らせておかなければならない。

附 則

第I章 会 費

第1条 会費は、会員一人につき月500円とする。ただし、必要に応じ臨時に徴収することができる。なお、賛助会員の会費は、任意とする。

第2条 役員に欠員が生じたときは、第IV章第13条により選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第III章 役員の仕事

第3条 会長の仕事は、次のとおりである。

- (1) 総会、理事会を招集してこれを司会する。
- (2) 外部に対して本会を代表する。
- (3) 理事会の承認を得て、各常置委員会の委員長や臨時委員会の委員長を委託する。
- (4) 各常置委員会を役員とし、全ての集会において意見を述べさせることができる。

第4条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。

第5条 理事は、重要な会務を審議執行する。

第6条 書記の仕事は、次のとおりである。

- (1) 総会及び理事会の議事を記録する。
- (2) 諸種の記録通信その他の資料を保管する。
- (3) 会長の指示に従って本会の通信を行う。

第7条 会計の仕事は、次のとおりである。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、決算報告をする。
- (2) 本会の財産を管理する。
- (3) 予算の立案について企画委員会に協力する。

第IV章 総 会

第8条 顧問の仕事は、次のとおりである。

- (1) 本会の諮問に応じ、総会又は理事会に出席し、運営上必要な意見を述べることができるものとする。

第9条 毎年、次の総会を開く。

- (1) 会員の移動並びに新役員に関する報告、年間計画及び年度予算の審議

決定

- (2) 会計監査を経て年度決算報告の承認、新役員の就任

第V章 常置委員会及び臨時委員会

第10条 常任委員会として、地区委員会、補導委員会、保健体育委員会、広報委員会、学級委員会を置く。

第11条 臨時委員会は、その任務を終えるとともに解散する。

第12条 各常任委員会及び臨時委員会の委員及び委員長は、会長が委託する。

第13条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 地区委員会は

- (1) 本会の主旨の解明に努め、全ての会員がよき理解と自由意志とをもって入会するようにする。
- (2) 会員名簿を作り、常に会員の特技、関心、異動について知っているようにする。
- (3) 会員相互の連絡と親睦を図る。
- (4) 通知の伝達、賛助会員の会費徴収その他各種委員会の活動に努力する。
- (5) 地区委員の数は、若干名とする。

第15条 校外補導委員会は ⇒ 令和6年に廃止

- (1) 児童の家庭生活、社会生活及び児童相互の自主的集団活動を補導する。
- (2) 補導員の数は、若干名とする。

第16条 保健体育委員会は

- (1) 運動会の運営に協力する。
- (2) 学校保健委員会に参加する。
- (3) 学校の環境衛生及び親子レクリエーションの企画をする。
- (4) 保健体育委員の数は、若干名とする。

第17条 広報委員会は

- (1) 広報誌を発行し、学校とPTAの相互理解に努めるとともに会員相互の啓発を図る。
- (2) 広報委員は、学校委員の互選により各学級1名とする。

第18条 学級委員は

- (1) 当該学級のことについて学校とよく連絡協議し、教育の向上を図る。
- (2) 学級委員は、学校職員と各学級委員の選出による1名とする。

第19条 職員は、学校管理及び教育上の各常置委員会又は臨時委員会に出席して意見を述べることができる。

第VI章 代議委員会

第20条 本会役員、地区委員及び常置委員長をもって代議委員会を構成し、代議委員をもって総会に代えることができる。

第VII章 改正

第21条 本附則は、理事会において出席者の2分の1以上の賛成により改正す

ることができる。ただし、改正案は、理事会の少なくとも1週間前に各理事に知らせておかなければならない。

第I章及び第VII章の改正については、規約に準ずる。

附 本規約は、昭和46年4月1日より実施する。
本規約は、昭和63年4月1日より実施する。
本規約は、平成3年4月1日より実施する。
本規約は、平成6年4月1日より実施する。
本規約は、平成30年4月1日より実施する。
本規約は、令和5年4月1日より実施する。

役員選出時の規約（令和5年3月改正）

- 任期は、2年とする。
- 役員選出は、1児童に対して一度は選出の対象となります。（ただし、兄弟・姉妹のどちらかで役員をされた方も対象となる。）
- 1児童に対し学級代表委員・広報委員・郊外補導委員・保健体育委員・地区理事をされた方は、対象児童に対しては今後も対象外とする。（ただし、本人の希望により立候補も可能）
- 上の児童で役員をされていない方は、上の児童を優先することとする。下の児童では立候補はできない。

役員免除の方（立候補も可能）

- ・新年度に未就学児（幼稚園、保育園に通っていない）のいる方
- ・新年度に本人が保育園・幼稚園・中学校・高校で保護者会会長又はPTA会長・副会長の方
- ・新年度に顧問・会長・副会長の奥様
- ・おやじの会の役員の奥様
- ・妊婦の方

※5・6年生の役員選出時は、過去に役員をされていない方を優先に選出し、さらに過去に役員をされていない児童をお持ちの方を優先に選出することとする。

※もし、役員選出時に役員対象者の人数が不足した場合は、その学年内の話し合いによって対象者を決定することとする。

役員補選の際、免除の方（立候補も可能）新規

- ・新年度に顧問・会長・副会長・地区理事・各委員長の方、奥様
- ・新年度役員の方
- ・妊婦の方

※会長・男性副会長は指名制とする。女性副会長は全地区を3グループにし、それぞれ1名ずつ選出する。地区理事は各地区より1名ずつ選出する。

※女性副会長、各委員長の経験者は任期終了後、永年PTA役員選出の対象外とする。ただし、副会長を希望した場合の再任は妨げない。

※上記項目は、PTA総会を理由なき欠席の場合は、適応されない。

P T A 慶 弔 規 定

羽生市立井泉小学校 P T A

慶弔に関する規定を次のとおり定める。

1 P T A 会 員 に 関 し て

- | | | |
|-----------------|----|-----------|
| (1) 死亡 (配偶者含む。) | 香典 | 5,000円+花輪 |
| (2) 火災等の被害 | 見舞 | 5,000円 |

2 児 童 に 関 し て

- | | | |
|---------------|----|-----------|
| (1) 死亡 | 香典 | 5,000円+花輪 |
| (2) 入院 (7日以上) | 見舞 | 5,000円 |

3 役 職 員 (学 校 職 員 ・ 校 医 ・ P T A 正 副 会 長 ・ 監 査 ・ 理 事 ・ 常 置 委 員 長)

- | | | |
|------------|-----|--|
| (1) 出産・結婚 | お祝い | 5,000円 |
| (2) 火災等の被害 | 見舞 | 5,000円 |
| (3) 死亡 | 香典 | 5,000円+花輪
配偶者・家族 (同居のみ) を含む。
職員の実父母は家族として扱う。 |

※クラスのことに関しては、学級委員・広報委員に一任する。

- | | | |
|-----------------------|----|--------|
| (4) 入院 (配偶者含む。)(7日以上) | 見舞 | 5,000円 |
|-----------------------|----|--------|

4 歴 代 P T A 会 長 の 葬 儀 に は 花 輪 一 献 供 (学 校 と P T A 連 名)

必要により理事会にて改定できるものとする。

平成13年12月改定